

(3)将来的には利活用ないし売却処分が可能と思われるが、周辺の開発動向等の推移を見守る必要があるため、当面は現状のまま市が保有しておくことが適当と思われるもの。

番号	所管局	区名	所在	住居表示	面積 (㎡)	地目	用途地域	備考
1	建築都市局	門司区	大字伊川311-1外39筆	—	12,750.84	宅地	市街化調整区域	市営住宅跡地
2	教育委員会	門司区	大字伊川1058-2外56筆	—	19,202.00	畑外	市街化調整区域	旧伊川小学校
3	財政局	門司区	大字猿喰1462-3外1筆	—	8,270.00	雑種地	市街化調整区域	埋立処分場跡地
4	建築都市局	門司区	大久保三丁目2597-1	大久保三丁目4番街区	2,156.03	宅地	第一種住居地域	市営住宅跡地
5	教育委員会	門司区	風師四丁目404-7外8筆	風師四丁目13番街区	14,941.45	学校用地	第一種住居地域	風師中学校跡地
6	建築都市局	門司区	吉志五丁目1179外8筆	吉志五丁目22番街区	1,682.00	田	第一種低層住宅 専用地域	市営住宅跡地
7	財政局	門司区	清見一丁目2748-2	清見一丁目16番街区	17,655.81	学校用地	第一種中高層 住居専用地域	早鞆中学校跡地
8	門司区	門司区	清見一丁目2752-5外3筆	清見一丁目16、17番街区	3,629.83	学校用地	第一種中高層 住居専用地域	早鞆中学校柔剣道場用地
9	子ども家庭局	門司区	清見二丁目2488-6	清見二丁目2番街区	1,652.86	宅地	第二種住居地域 一部第一種住居地域	早鞆保育所跡地
10	財政局	門司区	清見三丁目2267-2外2筆	清見三丁目1番街区	3,660.32	宅地	第一種中高層 住居専用地域	清見小学校跡地
11	財政局	門司区	寺内一丁目5741-11外3筆	寺内一丁目18番街区	1,647.57	宅地	第一種住居地域	警察職員住宅跡地

(3)将来的には利活用ないし売却処分が可能と思われるが、周辺の開発動向等の推移を見守る必要があるため、当面は現状のまま市が保有しておくことが適当と思われるもの。

番号	所管局	区名	所在	住居表示	面積 (㎡)	地目	用途地域	備考
12	建築都市局	門司区	丸山三丁目1270-9	丸山三丁目4番街区	1,609.38	宅地	第一種中高層住居専用地域	市営住宅跡地
13	教育委員会	小倉南区	大字道原1647-1外8筆	—	3,154.63	学校用地	市街化調整区域	道原小学校跡地
14	建設局	小倉南区	志井二丁目17-4外4筆	志井二丁目16番街区	1,514.68	宅地	第一種低層住居専用地域	
15	建築都市局	小倉南区	徳吉西二丁目579-1	徳吉西二丁目9番街区	2,311.13	宅地	第一種低層住居専用地域	市営住宅跡地
16	建築都市局	小倉南区	長尾三丁目2672-1外4筆	長尾三丁目7番街区	2,277.11	田	市街化調整区域	市営住宅跡地
17	建築都市局	小倉南区	長野東町58-1外3筆	長野東町8番街区	1,890.38	宅地	市街化調整区域	市営住宅跡地
18	建築都市局	小倉南区	長野東町724外4筆	長野東町2番街区	2,701.61	宅地	市街化調整区域	市営住宅跡地
19	建築都市局	小倉南区	沼緑町四丁目1151-2外2筆	沼緑町四丁目28番街区	4,976.63	宅地	第一種中高層住居専用地域	市営住宅跡地
20	建築都市局	小倉南区	横代北町五丁目1321-3外2筆	横代北町五丁目13番街区	2,121.09	宅地外	第一種住居地域	市営住宅跡地
21	財政局	小倉南区	若園四丁目295-43外1筆	若園四丁目8番街区	1,531.73	宅地	第一種住居地域	消防待機宿舎跡地
22	建築都市局	若松区	赤島町990-1外1筆	赤島町40番街区	2,009.35	宅地	第一種低層住居専用地域	市営住宅跡地

(3)将来的には利活用ないし売却処分が可能と思われるが、周辺の開発動向等の推移を見守る必要があるため、当面は現状のまま市が保有しておくことが適当と思われるもの。

番号	所管局	区名	所在	住居表示	面積 (㎡)	地目	用途地域	備考
23	建築都市局	若松区	上原町507-2	上原町17番街区	8,463.84	宅地	第一種中高層住居専用地域	市営住宅跡地
24	建築都市局	若松区	大字蟹住856-5外5筆	—	12,635.98	宅地	市街化調整区域 (地区計画あり)	市営住宅跡地
25	建築都市局	若松区	小石本村町17-1外3筆	小石本村町16番街区	2,713.42	宅地外	第一種中高層住居専用地域	市営住宅跡地
26	建築都市局	八幡東区	日の出二丁目1243-16外6筆	日の出二丁目3番街区	3,356.57	宅地	第一種中高層住居専用地域	市営住宅跡地
27	建築都市局	八幡西区	大字楠橋4693-3外4筆	—	2,090.00	田	市街化調整区域	
28	建築都市局	八幡西区	大字笹田971-1外6筆	—	1,850.07	宅地	市街化調整区域	市営住宅跡地
29	建築都市局	八幡西区	大字馬場山497外8筆	馬場山東三丁目14番街区	7,890.42	山林外	第一種低層住居専用地域	
30	財政局	八幡西区	楠橋西一丁目3266-32外12筆	楠橋西一丁目9、10番街区	2,839.21	宅地	第一種低層住居専用地域	
31	建築都市局	八幡西区	楠橋西一丁目3283-4外6筆	楠橋西一丁目6番街区	4,458.28	田外	市街化調整区域、第一種低層住居専用地域	市営住宅跡地
32	建築都市局	八幡西区	楠橋西三丁目3508-1外2筆	楠橋西三丁目19番街区	1,567.00	宅地	第一種低層住居専用地域	市営住宅跡地
33	建築都市局	八幡西区	楠橋西三丁目3903-1外11筆	楠橋西三丁目21、22番街区	9,594.20	宅地	市街化調整区域	市営住宅跡地

(3)将来的には利活用ないし売却処分が可能と思われるが、周辺の開発動向等の推移を見守る必要があるため、当面は現状のまま市が保有しておくことが適当と思われるもの。

番号	所管局	区名	所在	住居表示	面積 (㎡)	地目	用途地域	備考
34	建築都市局	八幡西区	楠橋南二丁目75-1外7筆	楠橋南二丁目20番街区	3,092.94	宅地	第一種低層住居専用地域	市営住宅跡地
35	建築都市局	八幡西区	下畑町165-8外13筆	下畑町2番街区	2,389.45	畑外	第一種低層住居専用地域	市営住宅跡地
36	建築都市局	八幡西区	西川頭町5-15外2筆	西川頭町8番街区	2,345.05	宅地	第一種中高層住居専用地域	市営住宅跡地
37	八幡西区	八幡西区	西鳴水二丁目55-5外1筆	西鳴水二丁目1番街区	1,979.39	宅地	第一種中高層住居専用地域	鳴水保育所跡地
38	建築都市局	八幡西区	馬場山東二丁目469-1外27筆	馬場山東二丁目7、9番街区	10,357.78	宅地外	第一種低層住居専用地域	市営住宅跡地
39	建築都市局	八幡西区	馬場山東三丁目1471-6	馬場山東三丁目7番街区	4,533.68	宅地	第一種低層住居専用地域	市営住宅跡地
40	建築都市局	八幡西区	馬場山東三丁目1542-18外6筆	馬場山東三丁目11番街区	4,395.57	宅地	第一種低層住宅専用地域	市営住宅跡地
41	建築都市局	八幡西区	馬場山東三丁目1579-4外11筆	馬場山東三丁目15番街区	24,865.00	山林外	第一種低層住居専用地域	市営住宅建設残地
42	財政局	八幡西区	真名子二丁目290	真名子二丁目15番街区	2,617.22	雑種地	第一種低層住居専用地域	
43	財政局	八幡西区	美原町307-1外8筆	美原町22、23番街区	23,844.42	宅地	第一種住居地域	旧農業用ため池
44	財政局	戸畑区	椎ノ木町22外3筆	椎ノ木町8番街区	6,392.44	宅地外	第一種中高層住居専用地域	市営住宅跡地

北九州市内の大規模未利用市有地一覧(1,500㎡以上)

R2.3.31現在

(3)将来的には利活用ないし売却処分が可能と思われるが、周辺の開発動向等の推移を見守る必要があるため、当面は現状のまま市が保有しておくことが適当と思われるもの。

番号	所管局	区名	所在	住居表示	面積 (㎡)	地目	用途地域	備考
45	財政局	戸畑区	椎ノ木町247-1外3筆	椎ノ木町16番街区	1,832.14	宅地	第一種中高層 住居専用地域	職員研修所跡地
46	建築都市局	戸畑区	菅原二丁目5-5外3筆	菅原二丁目5番街区	1,692.69	宅地	第一種中高層 住居専用地域	市営住宅跡地
47	建築都市局	戸畑区	高峰三丁目26外1筆	高峰三丁目2番街区	2,796.68	宅地	第一種中高層 住居専用地域	市営住宅跡地
48	建築都市局	戸畑区	牧山四丁目173-1外2筆	牧山四丁目6番街区	1,920.39	宅地	第一種住居地域	市営住宅跡地
合 計					265,860.26			